

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が難しい方へ

労働保険料等の納付猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあっては、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができます。

申請による納付猶予が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

猶予の要件

以下の①～③の全てを満たす事業主の方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② 一時に納付することが困難であること
- ③ 申請書を提出し、承認を受けること

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等（※）が対象となります。

（※）猶予される「労働保険料等」は、以下の①～⑤です。

- ① 一般保険料
- ② 第1種・第2種・第3種特別加入保険料
- ③ 特例納付保険料
- ④ 労災保険の特別保険料
- ⑤ 石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金

申請の期限

- 1 納期限が令和2年2月1日から令和2年6月30日までの労働保険料等の納付猶予については、6月30日までに申請していただきます。（裏面の【例1】をご参照ください。）
- 2 納期限が令和2年7月1日から令和3年1月31日までの労働保険料等の納付猶予については、その納期限までに申請していただきます。（裏面の【例2】をご参照ください。）

申請期限の例

【例1】 令和2年1月1日に労働保険適用事業になったこと（令和2年1月1日に労働者を使用する事業になったこと）により保険関係成立届を提出して概算保険料申告書を提出していた事業場が、平成31年度概算労働保険料等の未納分について、納付猶予を受ける場合は、労働保険料等の納期限が2月20日（※1）ですので、前頁の「申請の期限」の1により、6月30日（※2）までに納付猶予申請書を提出していただきます。

（※1） 新規保険成立の場合の概算保険料申告による納期限は、保険関係が成立した日の翌日から起算して50日以内です。

（※2） 申請期限が迫っていますので、期限内の申請書提出に向けて、早めの準備をお勧めします。

【例2】 平成31年4月1日以前から労働保険が適用されている事業場が、令和2年度労働保険年度更新における平成31年度確定労働保険料等と令和2年度概算労働保険料の全期分について、納付猶予を受けたい場合は、労働保険料等（全期分）の納期限が8月31日（※）ですので、前頁の「申請の期限」の2により、8月31日までに年度更新の手続を終えて、8月31日までに納付猶予申請書を提出していただきます。

（※） 例年の労働保険料等（全期分）の納期限は7月10日ですが、令和2年度に限り、労働保険料等（全期分）の納期限が8月31日まで延長されました。

（※） 例年、年度更新の期末頃は混み合いますので、今年度の8月中旬以降は年度更新で混み合うことが予想されます。さらに、今年度は年度更新に加えて納付猶予申請でも混み合うことが予想されます。そこで、早めの年度更新と早めの納付猶予申請をお勧めします。

【参考】 労働保険年度更新の期間は、令和2年度に限り、6月1日から8月31日までです。

申請の方法

納付猶予を申請する場合は、所轄の都道府県労働局長あて「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等を提出してください。申請書の様式、申請書の記載方法（記載例）、申請の手引き、納付猶予制度FAQ等は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

納付猶予申請に際しては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためにも、電子申請や郵送による申請をお勧めします。窓口で申請いただく場合には、混雑を避けるため、早めの申請をお勧めします。

厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html

